



開 覧 印					
校 長		教 頭		係	

公 共 高 第 2 7 9 号

平成12年12月19日

各 所 属 所 長 様

公立学校共済組合高知支部長

介護休業手当金と給料との調整について（通知）

平成12年7月24日付け事務連絡「介護休業手当金の支給について」で通知しました介護休業手当金と給料との調整については、下記のとおり取扱うこととなりましたのでお知らせします。

つきましては、「介護休業手当金に係る事務処理要綱」及び「介護休業手当金（変更）請求書」を、別添のとおり変更しますので、事務処理についてご注意願います。

なお、介護休業手当金の支給時期については、現在、電算給付処理システムの修正を行っており、平成13年2月中を予定しています。

記

【概 要】

1 介護休業手当金の支給対象日

介護休業期間のうち、時間単位で介護休業を取得した日、土曜日及び日曜日を除く、その他の平日の全日介護休業を取得した日が支給対象日となります。

ただし、支給対象日であってもその日に給料が支給される（支給されるとみなされる）場合は、給料と調整することとなります。

2 介護休業手当金と給料との調整

（1）調整方法

介護休業手当金の支給対象日ごとに調整します。

介護休業手当金の日額と給料の日額（相当する額）を比較し、介護休業手当金の額が高い場合にはその差額を支給し、給料の額が高い場合には介護休業手当金は支給されません。

（2）調整の対象となる給料

給付を行なううえで、調整の対象となる給料は次のとおりです。

ア 給料（本俸）

イ 給料の調整額

ウ 教職調整額

※ 上記ウの教職調整額とは、高知県条例「公立学校職員の給与に関する条例」（以下「給与条例」という。）別表第1又は別表第2の1級又は2級の適用を受ける教育職員に支給される給料月額額の4/100の額のことです。

「給与条例」別表第1又は別表第2の3級の適用を受ける教育職員に加算される額については、上記アの給料（本俸）に含まれます。

(3) 介護休業期間中に支払われる給料

介護休業期間中に支払われる給料の考え方は次のとおりです。

ア 給料（本俸）と給料の調整額

月額から勤務しない時間（介護休業時間）に相当する給与額を減額して支給されます。

イ 教職調整額

減額されることなく月額を単位として支給されます。

(4) 支給対象日における給料の取扱い

介護休業手当金の日額と給料の日額については、制度上、比較をすることができません。

そのため、給与条例や共済法の規定を参考に、共済における給付上の取扱いを別に定めました。

これにより、支給対象日において給料との調整後給付が発生する日として『支給算定日』を定め、その日において調整の対象となる給料は、「給与条例」別表第1又は別表第2の1級又は2級の適用を受ける教育職員である組合員に支給される「教職調整額」のみとしました。

3 「介護休業手当金に係る事務処理要綱」の変更・追加箇所

(1) 支給額〔変更〕

(2) 支給対象日〔変更〕

(3) 給料との調整〔追加〕

(4) 請求手続〔変更〕

4 様式変更時期

平成13年1月1日以降に提出する請求書からは、原則として、新様式を使用してください。

ただし、平成13年1月31日までの間は、新様式への移行期間としますので、現様式で提出された場合でも、支給額に関する内容を読み替えたうえ、給付を行ないます。

なお、平成13年2月1日以降に提出する請求書からは、必ず新様式を使用してください。

介護休業手当金に係る事務処理要綱

「介護休業手当金」は、組合員が高知県又は各市町村（以下「任命権者等」という。）の承認を受けた介護休業（介護休暇）を取得したときに、経済的援助をするために創設された給付制度です。

ただし、高知県又は各市町村における介護休業（介護休暇）の取得対象となる家族の範囲と介護休業手当金の支給対象となる家族の範囲とが異なるため、介護休業（介護休暇）を取得しても介護休業手当金の支給対象とならない場合があります。（1 支給要件を参照。）

給付の算定の基礎となる支給対象日は、1日のうち時間を単位として介護休業（介護休暇）を取得した日、土曜日及び日曜日を除く、その他の平日の1日全部について介護休業（介護休暇）を取得した日です。（4 支給対象日を参照。）

なお、その日に給料の全部又は一部が支給される場合は、介護休業手当金と給料が調整されます。

（5 給料との調整を参照。）

1 支給要件

（1）組合員が介護休業をした場合に支給する。

（2）介護を必要とする一の継続する状態について初めて介護休業の承認を受けるときに、2週間以上の期間について一括して請求（介護休業の承認請求）した組合員に対して支給する。

介護休業とは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第52条第6項において準用する同条第3項に規定する要介護家族（注1）、その他主務省令で定める者（注2）（以下「要介護者」という。図1参照。）を介護するための休業（以下、これに相当する休暇を含む。）であって、任命権者等の承認を受けたものをいう。

（注1） 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第52条第6項において準用する同条第3項に規定する要介護家族

（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上にわたり日常生活に支障があるもの）

ア 組合員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

イ 組合員の父母

ウ 組合員の子

エ 組合員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の父母

（注2） その他主務省令で定める者

（組合員と同居し、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上にわたり日常生活に支障があるもの）

ア 祖父母

イ 孫

ウ 兄弟姉妹

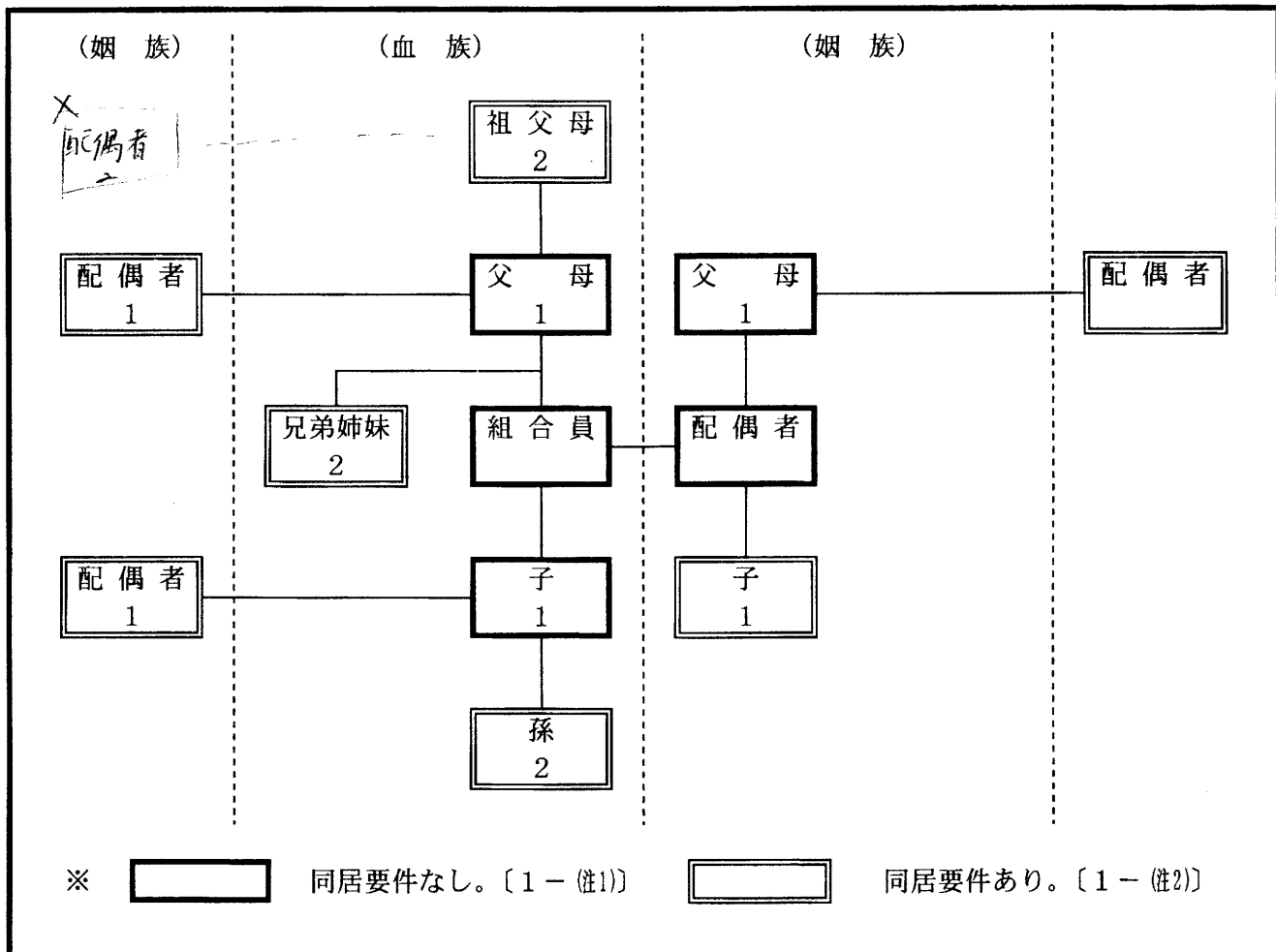
エ 父母の配偶者

オ 配偶者の父母の配偶者

カ 子の配偶者

キ 配偶者の子

〔図1 介護休業手当金の支給対象となる要介護者の範囲〕



2 支給期間

組合員の介護を必要とする要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、介護休業の開始の日から起算して3月を越えない期間とする。

3 支給額

介護休業により勤務に服さなかった期間1日につき、給料日額(注1)の $25/100$ (注2)に相当する金額に政令で定める数値(注3)を乗じて得た額(以下「給付日額」という。)に相当する金額を支給する。

(その日に給料が支給される場合は、給付日額と調整されます。)

【算定方法】

- ・ 給料日額 $\times 25/100 \times 1.25$ ＝給付日額(円未満切捨て)
- ・ 給付日額－調整する給料(日額)(注4)＝調整後の給付日額
- ・ 調整後の給付日額 $\times$ 支給算定日数(月単位)(注5)＝給付月額

(注1) 給料日額……………給料月額 $\times 1/22$ (10円未満四捨五入)

〔給料月額＝給料(本俸)＋給料の調整額＋教職調整額〕

(注2) $25/100$ (~~和定率10%~~)……………平成13年1月1日から $40/100$ に引き上げられる。

(注3) 政令で定める数値……………1.25(教育長は1)

(注4) 調整する給料(日額)……………「5 給料との調整」参照。

(注5) 支給算定日数……………「5 給料との調整」参照。

4 支給対象日

介護休業により勤務に服さなかった日のうち、全日介護休業を取得した日とし、時間単位で介護休業を取得した日は支給対象日から除外する。

※ なお、全日介護休業を取得した日が正規の勤務日で国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日に当たっても支給するが、正規の勤務日以外の日（以下「週休日」という。）については支給しない。

ただし、週休日が日曜日及び土曜日以外の日（夏季休業期間等に「まとめ取り」日の指定をする方法等）として定められている場合は、日曜日及び土曜日を週休日とみなして支給対象日から除外する。

（1）介護休業の取得単位（日又は時間）による取扱い

ア 全日介護休業を取得した日 ----- 支給対象日とする。

イ 時間単位で介護休業を取得した日 ----- 支給対象日としない。

※ 平日に4時間の「まとめ取り」日を指定した日は、1日全日の介護休業を取得していないため、支給対象日から除外されます。

（2）週休日による取扱い

傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金とは、「正規の勤務日」については同等であるが、「週休日」の取扱いが次のとおりとなる。

ア 介護休業手当金・育児休業手当金
日曜日および土曜日

イ 傷病手当金・出産手当金・休業手当金
日曜日、それ以外の日をもって「週休日」と定められている場合は、その日。(注1)

(注1) ①第2・第4土曜日

②夏季休業期間等に「まとめ取り」日の指定をする方法によるときは、当該日。

③その他

【要 点】

1 介護休業期間のうち、時間単位で介護休業を取得した日、土曜日及び日曜日を除く、その他の平日の全日介護休業を取得した日が支給対象日となります。

◎ 支給対象日から除外される日（支給対象日とならない日）

・時間単位で介護休業を取得した日

・土曜日及び日曜日

※ 平日に4時間の「まとめ取り」日を指定した日

2 介護休業中は支給対象日にあたる日でも、給料が支給される場合があります。

その場合は、次項「給料との調整」により介護休業手当金の支給が発生しない場合があります。

◎ 給料との調整により介護休業手当金の支給が発生しない日

○ 休日（祝日・年末年始）

× 平日に8時間の「まとめ取り」日を指定した日

5 給料との調整

(1) 調整方法

時間単位で介護休業を取得した日、土曜日及び日曜日を除く、その他の平日の全日介護休業を取得した支給対象日において、給料の全部又は一部が支給される場合には、介護休業手当金の日額として算定された金額から介護休業手当金の支給対象日について支給される給料の額に相当する金額を差し引いた金額を支給します。

(2) 調整の対象となる給料

- ア 給料（本俸）
- イ 給料の調整額
- ウ 教職調整額

※ 上記ウの教職調整額は、高知県条例「公立学校職員の給与に関する条例」（以下「給与条例」という。）別表第1（小学校・中学校等教育職給料表）又は別表第2（高等学校等教育職給料表）の1級又は2級の適用を受ける教育職員に支給される給料月額 $\times \frac{4}{100}$ の額のことです。

「給与条例」別表第1又は別表第2の3級の適用を受ける教育職員に加算される額については、上記アの給料（本俸）に含まれます。

(3) 介護休業期間中に支給される給料《給与条例上の取扱い》

「給与条例」第17条の規定に基づき、給与が減額されます。

ア 給料（本俸）と給料の調整額

月額から勤務しない時間（介護休業時間）に相当する給与額を減額して支給されます。

イ 教職調整額

減額されることなく月額を単位として支給されます。

【要 点】

介護休業手当金の日額と給料の日額については、制度上、比較をすることができません。
そのため、給与条例や共済法の規定を参考に、共済における給付上の給料の取扱いを下記（4）のとおり定めました。

(4) 支給対象日における給料の取扱い《給付上の取扱い》

支給対象日において、介護休業手当金の「給付日額」から「調整する給料（日額）」を差し引いた金額を「調整後の給付日額」として支給します。

この取扱いをするうえで、「調整後の給付日額」が発生する日を『支給算定日』と定めます。

【支給算定日の定義】

ア 『支給算定日』としない日……「調整後の給付日額」が発生しない日

（ア）休日（祝日・年末年始）

給与条例上、「給料が支給される日」。

（イ）平日に8時間の「まとめ取り」日の指定をした日

給与条例上、「給与が減額されない日」であるため、給付上、給料が支給されるとみなす日。

イ 『支給算定日』とする日………『調整後の給付日額』が発生する日

上記ア以外の日が該当します。

なお、その日について給料の一部が支給される場合は、「給付日額」との調整をするため、「調整する給料（日額）」の算出が必要になります。

（ア）給料の一部が支給される場合

「給与条例」別表第1又は別表第2の1級又は2級の適用を受ける教育職員である組合員には、「教職調整額」が支給されるため、「給付日額」から「調整する給料（日額）」として「教職調整額（日額）」を差し引いた金額が「調整後の給付日額」となります。

なお、「教職調整額（日額）」の算出方法は、次のとおりです。

・ 教職調整額 ÷ (1月の暦日数－土曜日及び日曜日の日数) = 教職調整額（日額） (円未満切捨て)		
・ 給付日額－	調整する給料（日額）	= 調整後の給付日額
	教職調整額（日額）	

（イ）給料が支給されない場合

上記（ア）以外の組合員は、給料が支給されないため、「給付日額」から差し引く「調整する給料（日額）」はありません。

・ 給付日額－			調整する給料（日額）	= 調整後の給付日額
	な し			

6 請求手続

次の書類を介護休業中の各月を単位として、該当月の翌月に提出する。

なお、請求書類は、請求をしようとする時点の所属所から提出する。

(退職者、他の共済組合への転出者は、退職時等の所属所)

(1) 介護休業手当金（変更）請求書（別紙 様式）

介護休業期間が延長されたとき又は短縮されたとき等期間に変更があったときは、変更前の内容に併せて変更箇所に係る（変更後）欄にも記入する。

なお、当該変更に係る内容は、介護休業期間の変更について任命権者等の承認を受けた直後、初めて提出する請求書に記入する。

表 面

ア 介護休業の初日

介護休業期間の初日を記入。

※ この項目は、全日／時間単位取得の介護休業の区別なく記入。

イ 介護休業の末日
介護休業期間の末日を記入。
※ この項目は、全日／時間単位取得の介護休業の区別なく記入。

ウ 請求期間
各月単位で記入。

エ 給料額
「給料（本俸）＋教職調整額＋給料の調整額」の合算額を記入。

オ 請求金額
「請求期間」における支給額。

カ 送金指定銀行
「支払未済の給付（注1）」による提出のときのみ記入。

（注1）「支払未済の給付」とは、給付を受ける権利を有する組合員が、給付を受けないで死亡したときの、その支払を受けなかった給付。

裏面

キ 介護休業期間【所属所長の証明事項】
各月単位で記入。（「ウ 請求期間」と同じ。）

ク 介護休業日数【所属所長の証明事項】
支給対象日数を各月単位で記入。
※ 支給対象日数の取扱いについては、「4 支給対象日」を参照。

ケ 勤務しなかった期間に支払われた給料【所属所長の証明事項】
各月単位で記入。
・給料（本俸）
・給料の調整額
・教職調整額
※ 「5 給料との調整」で示したとおり、共済における給付上の取扱いとして、介護休業期間中に支払われる給料は、「給与条例」別表第1又は別表第2の1級又は2級の適用を受ける教育職員である組合員に対して支払われる「教職調整額」のみとなる。
したがって、給料（本俸）及び給料の調整額は、全請求者について0円を記入し、教職調整額が支払われる者のみ、教職調整額の月額を記入する。

コ 今回支給算定日数（カレンダー）
各月における該当曜日を記入のうえ、支給算定日に○印を付ける。
※ 支給算定日の取扱いについては、「5 給料との調整」を参照。

(2) 添付書類

ア 出勤簿の写し（介護休業の期間が確認できるもの。所属所長の原本証明必要。）

イ 同居を要件とする要介護者に係る請求の場合は、住民票（組合員と要介護者が確認できるもの。）

(3) その他

請求書はコピーして使用する。

7 施 行 日

平成11年4月1日。(平成11年4月1日以後の介護休業期間について適用する。)

8 請求手続の留意点

(1) 平成11年4月1日以前から施行日を越えて、引き続き介護休業を取得した場合は、請求書内「介護休業の初日」欄に「平成11年4月1日」と記入する。

(2) すでに請求が可能な月が2月以上ある組合員は、各月の請求書を一括して提出する。

(3) 人事異動により介護休業を取得した期間における所属所と現所属所が異なる場合の請求書及び出勤簿の写しの取扱いは、次のとおりとする。

なお、異動前の所属所長の証明が必要となる下記イ、ウの書類については、異動前の所属所から現所属所に送付し、現所属所から下記アの書類と併せて提出する。

ア 請求書 表 面

表面のみコピーのうえ、現所属所長が証明する。

イ 請求書 裏 面

裏面のみコピーのうえ、異動前の所属所長が証明する。

ウ 出勤簿の写し

介護休業期間を記載した出勤簿が異動前の所属所に保管されている場合は、当該出勤簿の写しに異動前の所属所長が原本と相違ない旨を証明する。

(4) 同居を要件とする要介護者にかかる請求の場合は、介護休業を取得した期間において組合員と同居をしていたことが必要となる。

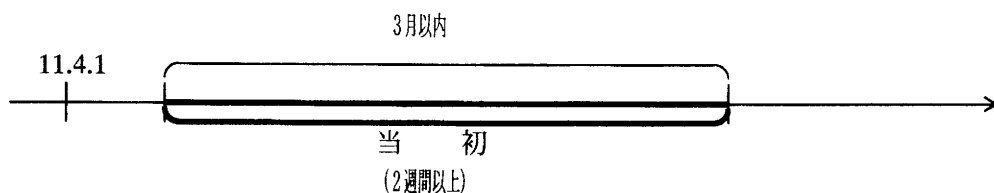
9 支 給 事 例

下記事例は、要介護者の介護を必要とする一の継続する状態において、1日を単位とする介護休業を取得している場合を前提とする。

(事例内の「当初(2週間以上)」期間が2週間未満の場合は、全ての介護休業期間について支給対象外。)

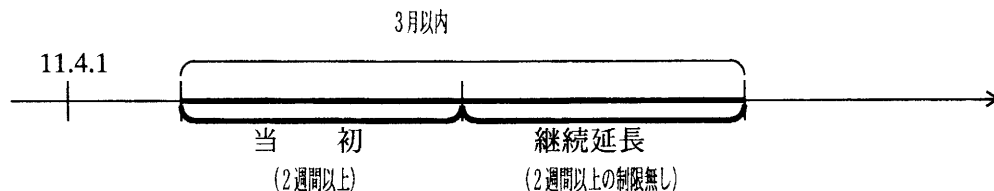
(1) 平成11年4月1日以降に初めて介護休業を取得したとき。

【例1】初めて介護休業を取得したとき。



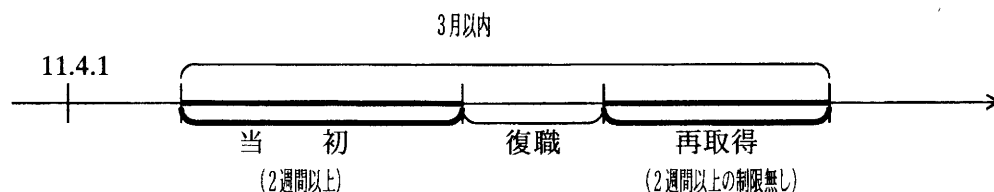
※ 当初期間について、介護休業手当金を支給する。

【例 2】初めて介護休業を取得した後、継続して期間を延長したとき。



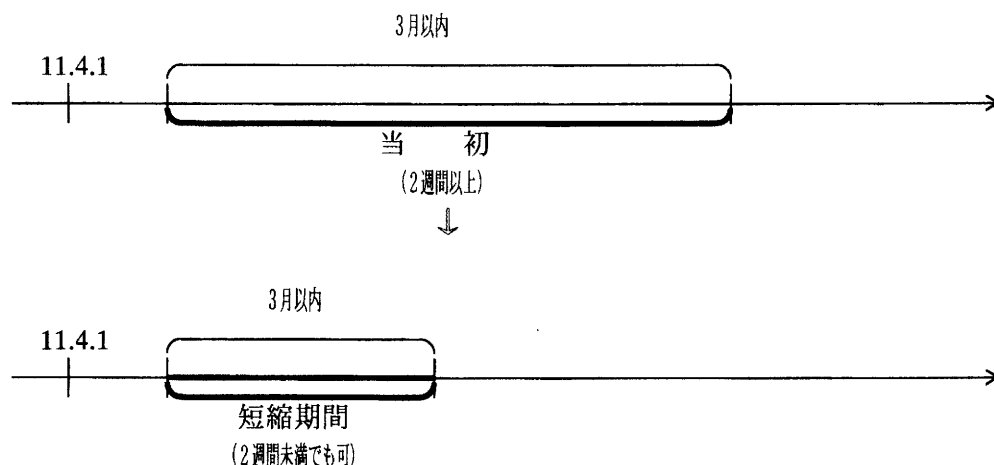
※ 当初期間及び継続延長期間について、介護休業手当金を支給する。

【例 3】初めて介護休業を取得した後、一度復職して、その後再度介護休業を取得したとき。



※ 当初期間及び再取得期間について、介護休業手当金を支給する。

【例 4】介護休業の期間を短縮したとき。

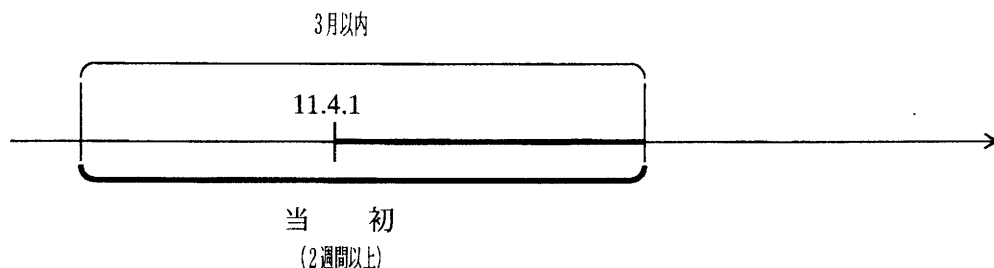


※ 短縮期間について、介護休業手当金を支給する。

(当初介護休業を取得するときは2週間以上の期間であったが、要介護者の介護が不要になったことにより期間を短縮した場合、短縮後の期間が2週間未満であっても介護休業手当金は支給する。)

(2) 平成11年4月1日以前から施行日を越えて、引き続き介護休業を取得したとき。

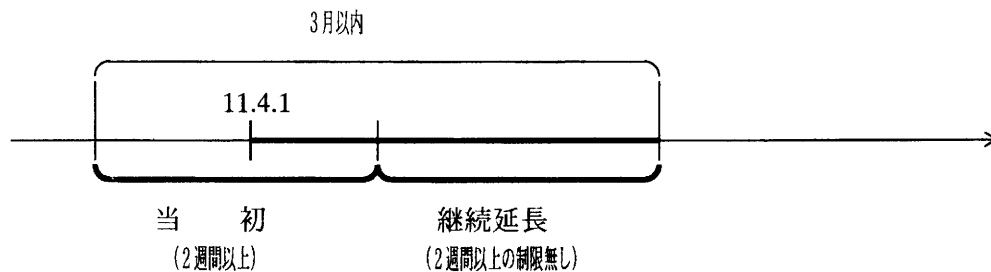
【例 1】初めて介護休業を取得したとき。



※ 当初期間のうち平成11年4月1日以降の期間について、介護休業手当金を支給する。

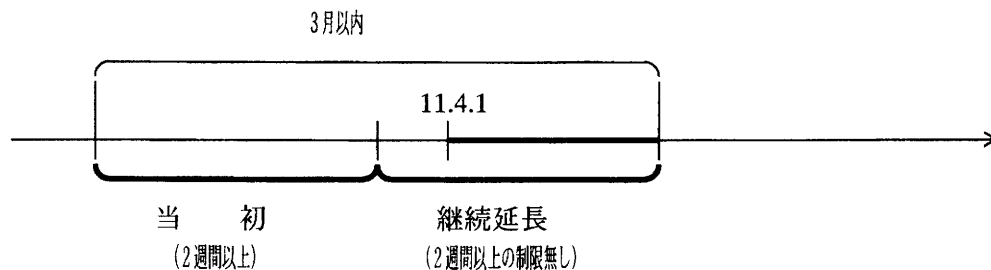
【例 2】初めて介護休業を取得した後、継続して期間を延長したとき。

- ① 当初期間内に平成 11 年 4 月 1 日がある場合。



※ 当初期間のうち平成 11 年 4 月 1 日以降の期間及び継続延長期間について、介護休業手当金を支給する。

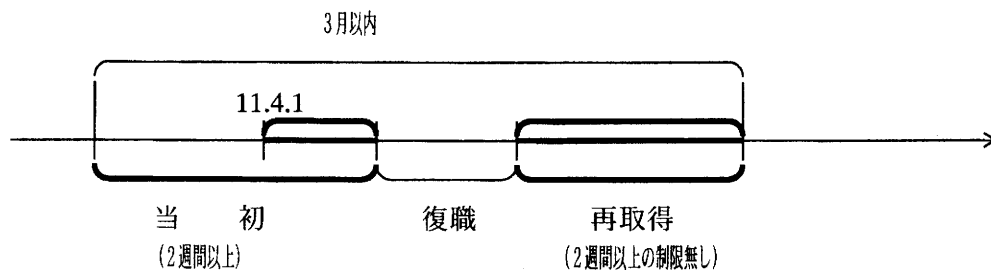
- ② 継続延長期間内に平成 11 年 4 月 1 日がある場合。



※ 継続延長期間のうち平成 11 年 4 月 1 日以降の期間について、介護休業手当金を支給する。

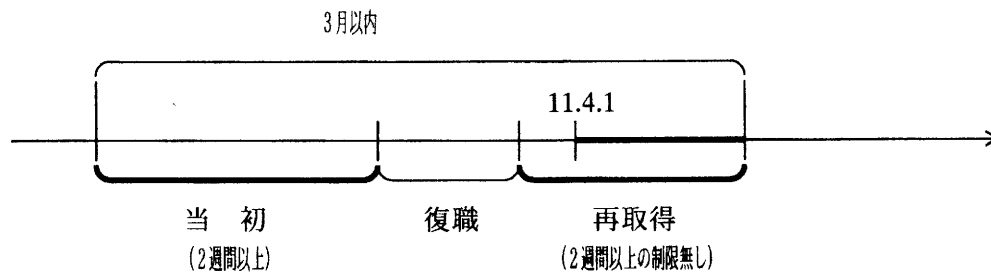
【例 3】初めて介護休業を取得した後、一度復職して、その後再度介護休業を取得したとき。

- ① 当初期間内に平成 11 年 4 月 1 日がある場合。



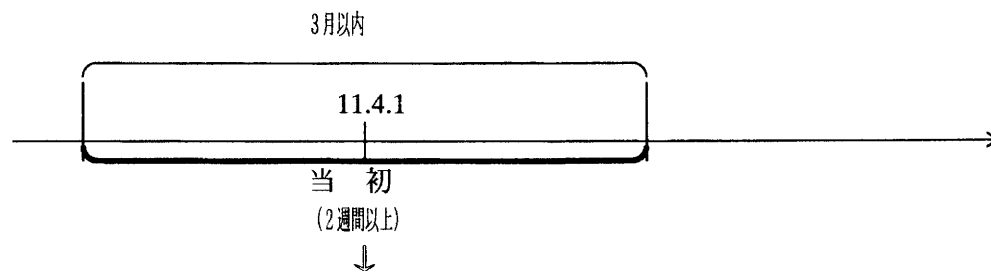
※ 当初期間のうち平成 11 年 4 月 1 日以降の期間及び再取得期間について、介護休業手当金を支給する。

- ② 再取得期間内に平成11年4月1日がある場合。

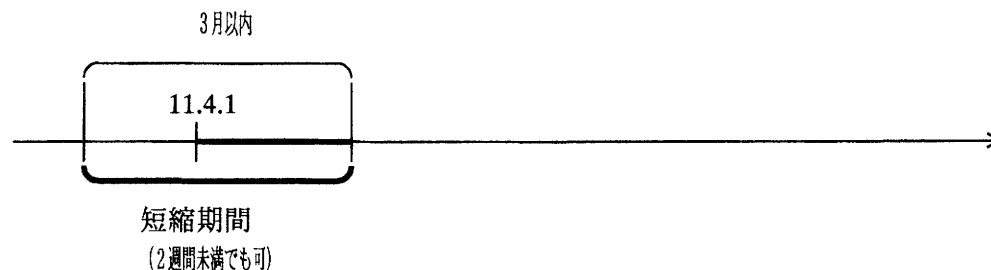


※ 再取得期間のうち平成11年4月1日以降の期間について、介護休業手当金を支給する。

【例4】介護休業の期間を短縮したとき。



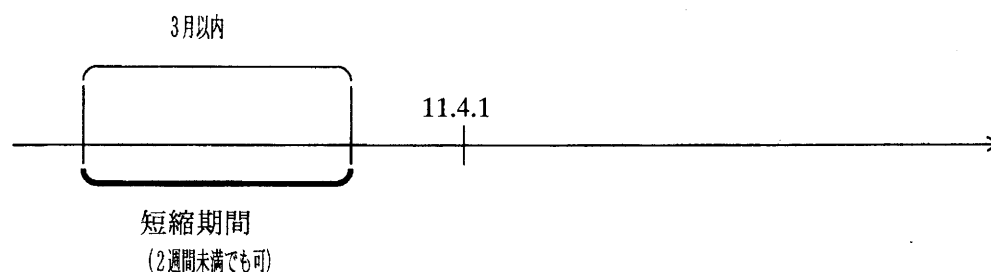
- ① 短縮期間内に平成11年4月1日がある場合。



※ 短縮期間のうち平成11年4月1日以降の期間について、介護休業手当金を支給する。

(当初介護休業を取得するときは2週間以上の期間であったが、要介護者の介護が不要になったことにより期間を短縮した場合、短縮後の期間が2週間未満であっても平成11年4月1日以降の期間があれば介護休業手当金は支給する。)

- ② 短縮期間より後に平成11年4月1日がある場合。



※ 平成11年4月1日以降の介護休業期間がないため、介護休業手当金は支給しない。

様式

介護休業手当金（変更）請求書

※	
決定額	円

組合員証 記号番号	公立高知 第 号	組合員 氏 名		所 属 機 関 名	
組合員の介 護を必要と する者	氏 名				組合員との続柄
	住 所				
介護休業の初日 （変更後）	平成 年 月 日 （平成 年 月 日）	介護休業の末日 （変更後）	平成 年 月 日 （平成 年 月 日）		
請求期間 （変更後）	平成 年 月 日 （平成 年 月 日）	から	平成 年 月 日 （平成 年 月 日）		
給 料 額	表 級 号級 円	請求金額 （変更後）	円 円		

上記のとおり請求します。

公立学校共済組合高知支部長 様
平成 年 月 日

--	--	--	--	--	--

住所
請求者
氏名

印

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

平成 年 月 日

--	--	--	--	--	--

所 在 地
所 属 所 名
所属所長職氏名

職 印

送 金	口座番号	<支払未済の給付>の 場合のみ記入。
指 定 銀 行	銀行 支店	

1. 介護休業期間に変更があったときは、変更前の全請求内容に併せて変更箇所に係る（変更後）欄にも記入のうえ、提出してください。
2. 裏面に所属所長の証明を受けたうえ、組合に提出してください。
3. 出勤簿の写し（所属所長の原本証明必要。）を添付してください。
4. 同居を要件とする要介護者に係る請求の場合は、住民票（組合員と要介護者の記載されているもの。）を添付してください。
5. ※印欄は記入しないでください。

介護休業期間 (各月単位)	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日							
	介 護 休 業 日 数 (支給対象日数) 日							
勤務しなかった期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日							
に支払われた給料 (各月単位)	給料(本俸)				円			
	給料の調整額				円			
	教職調整額				円			
組合員 の介護休業により勤務しなかった期間及びその期間に支払われた給料について、上記のとおり証明します。 平成 年 月 日 職名 所属所長 氏名 印								
※ 給付額の算定			今回支給算定日数(該当日に○印)					
給 料 円× 1/22 = 円→ 給料日額 円 給料日額 円× /100 × 1.25 = 円 給付日額 調整する給料(日額) 円 - 円 = 円 調整後の給付日額 支給算定日数 日 = 支給月額 円			月分 日					
			曜日	1	8	15	22	29
				2	9	16	23	30
				3	10	17	24	31
				4	11	18	25	
				5	12	19	26	
				6	13	20	27	
				7	14	21	28	
※ 支給開始日		※ 前回支給分		※ 今回支給分				
平成 年 月 日から		平成 年 月 日まで		平成 年 月 日まで				
※ 短期掛金		※ 介護掛金		※ 長期掛金		※ 貸付償還金		
(月分) 円		(月分) 円		(月分) 円		(月分) 円		